

介護職員等特定処遇改善加算に係る規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あきの会の介護福祉職員確保の取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護福祉職員の処遇改善を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 当法人の運営する障害福祉サービス事業所で特定処遇改善加算算定できる事業所すべての職員が対象となる。

(配分方法)

第3条 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法は、すべての職員を次の3つに区分する。

① 経験・技能のある介護福祉職員

※法人の定める職員キャリアパス規定に定める中級・上級職員（勤続年数3年以上）であり、その階級職務評価が50点以上の職員

※介護福祉士・社会福祉士・保育士等の国家資格取得者を優先するが、それに準ずる者として理事長が認めた職員

② その他の介護福祉職員（①以外の者）

③ その他の職員（看護師、准看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、事務員、栄養士など）

※支給月前年の年収440万円以上の職員は対象外とする。

(支給算定期間)

第4条 当該年度4月～当該年度3月までを算定期間とし、当該処遇改善加算に関する行政機関の指導による。

(月額計算)

第5条 介護職員等特定処遇改善加算の支給月額は、常勤換算方法により常勤換算1人につき次の通り支給する。パート契約職員についても常勤換算率に基づき支給することがある。

ただし、平均賃金改善額は、当該処遇改善加算の配分率をもとに算出するが、年間の受給見込み額で算出しているため、利用者利用率により若干の変更もあり得るものとする。

① 経験・技能のある介護福祉職員には、特定処遇改善手当①として月額20,000～30,000円

② その他の介護福祉職員には、特定処遇改善手当②として月額10,000～15,000円

③ その他の職員には、特定処遇改善手当③として月額5,000～7,500円

(支給方法)

第6条 介護職員等特定処遇改善加算は、月額合計を賞与に加えて支給する。

附則 この規定は令和2年4月1日から施行する。

附則 この規定は令和5年4月1日から施行する。